

寒川町選挙管理委員会告示第1号

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により本町の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延長する。

登録の移替えを	令和5年3月22日から
延期する期間	神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙の期日まで

令和5年2月1日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光